

事務連絡
平成26年11月19日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の装着訓練等の実施医療機関に係る周知広報等について

筋電電動義手については、平成25年5月の義肢等補装具費支給要綱（以下「支給要綱」という。）の改正により支給対象が拡大されたところですが、筋電電動義手の装着訓練等を行うことのできる医療機関（以下「実施医療機関」という。）は、別紙1のとおり、全国で20医療機関と少なく、また、実施医療機関が存在しない地域ブロックもみられる状況となっています。

このため、近隣に実施医療機関が存在しない地域に在住する筋電電動義手の申請者は、遠方まで出向かなければ、装着訓練等を受けることができない状況にあり、今後、実施医療機関を拡大させていくことが重要となっています。

こうしたことから、今般、本省において、実施医療機関となるための手続等を分かりやすく示した医療機関向けのリーフレット（別紙2）を作成し、今後の周知に活用することとしたので、下記により、実施医療機関の拡大のための周知広報等に努めていただくようお願いします。

記

1 周知広報等について

- (1) 労災診療費に係る説明会等、医療機関を対象とした会議におけるリーフレットの配付や、採型指導依頼を実施する際にリーフレットを同封する等の機会をとらえ、周知を行うこと。
- (2) 都道府県労働局のホームページに、本省ホームページのリーフレットの掲載ページとのリンクを貼る等によりホームページを活用した広報を行うこと。
- (3) 筋電電動義手の装着訓練等に関心のある医療機関等に対して、リーフレットを活用し、実施医療機関の届出の勧奨に努めること。特に実施医療機関が存在しない地域ブロックにおいては、積極的な働きかけを行うこと。

2 リーフレット等の厚生労働省ホームページへの掲載について

本省においては、平成26年11月下旬を目途に厚生労働省ホームページの下記の箇所に掲載することとしていること。

なお、下記の厚生労働省ホームページ掲載箇所には、リーフレットのほか支給要綱（別表1、別表2、別表2-2、別表3及び様式含む。）についても併せて掲載することとしているので、義肢等補装具に関する問合せの際等に活用を図られたいこと。

（掲載箇所）

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災補償 > アフターケア・義肢等補装具支給制度等 > 筋電電動義手の装着訓練等の実施医療機関に係る手続きのご案内／義肢等補装具費支給要綱

筋電電動義手の装着訓練等の実施医療機関一覧

	管轄局	医療機関名	所在地	電話番号	
1	3	岩手	財団法人 いわてリハビリテーションセンター	岩手県岩手郡雫石町セツ森16-243	019-692-5800
2	3	岩手	岩手医科大学附属病院	岩手県盛岡市内丸19-1	019-651-5111
3	5	宮城	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院	宮城県仙台市青葉区台原4-3-21	022-275-1111
4	8	茨城	茨城県立医療大学付属病院	茨城県稲敷郡阿見町阿見4733	029-888-9200
5	11	埼玉	国立障害者リハビリテーションセンター病院	埼玉県所沢市並木4-1	04-2995-3100
6	13	東京	JR東京総合病院	東京都渋谷区代々木2-1-3	03-3320-2200
7	14	神奈川	独立行政法人労働者健康福祉機構 関東労災病院	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	044-411-3131
8	14	神奈川	神奈川リハビリテーション病院	神奈川県厚木市七沢516	046-246-2503
9	15	新潟	独立行政法人労働者健康福祉機構 燕労災病院	新潟県燕市佐渡633	0256-64-5111
10	15	新潟	医療法人仁愛会 新潟中央病院	新潟県新潟市中央区新光町1-18	025-285-8811
11	15	新潟	新潟手の外科研究所病院	新潟県北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地	0254-27-0003
12	15	新潟	新潟県厚生農業協同組合連合会 長岡 中央総合病院	新潟県長岡市川崎町2041番地	0258-35-3700
13	23	愛知	独立行政法人労働者健康福祉機構 中部労災病院	愛知県名古屋市港区港明1-10-6	052-652-5511
14	27	大阪	独立行政法人労働者健康福祉機構 大阪労災病院	大阪府堺市北区長曾根町1179-3	072-252-3561
15	28	兵庫	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 兵庫県立リハビリテーション中央病院	兵庫県神戸市西区曙町1070	078-927-2727
16	33	岡山	独立行政法人労働者健康福祉機構 吉備高原医療リハビリテーションセンター	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511	0866-56-7141
17	37	香川	かがわ総合リハビリテーション病院	香川県高松市田村町1114番地	087-867-6008
18	39	高知	医療法人防治会 いずみの病院	高知市薮野北町2丁目10番53号	088-826-5511
19	40	福岡	独立行政法人労働者健康福祉機構 九州労災病院	福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1	093-471-1121
20	41	佐賀	佐賀大学医学部附属病院	佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号	0952-31-6511

「筋電電動義手」の装着訓練を行う 医療機関となるための手続きのご案内

● 「筋電電動義手」(※)は、この義手が身体に適合する方にとっては、就労や社会生活を送る上で必要不可欠なものであり、社会復帰につながる重要な補装具です。

● このため、労災保険の「義肢等補装具費支給制度」では、筋電電動義手の普及促進を図るため、平成25年5月に筋電電動義手の支給対象者を拡大しました。

これまでは、「両上肢」を手関節以上で失った方を支給対象としていましたが、「片側の上肢」を失った方についても、筋電電動義手の装着訓練を修了していただく等の一定の要件を満たす場合に支給対象になりました。

● 筋電電動義手の装着訓練は、この訓練を行える医療機関(実施医療機関)で実施する必要がありますが、実施医療機関の数は少ないため、多くの医療機関で届出手続きを行っていただき、訓練の機会が増えるようご協力をお願いいたします。

(※)「筋電電動義手」

筋肉を収縮する時に発生する微弱な電流をスイッチ信号として利用して、電動ハンド(手先具)を開閉することができる義手



(出典：国立障害者リハビリテーションセンター研究部)

<筋電電動義手の装着訓練を行う医療機関となるための要件>

1 労災保険における義肢採型指導医の指定を受けている医療機関であること

義肢採型指導医の指定を受けるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターまたは労災保険指定医療機関で整形外科診療、もしくは主としてリハビリテーション医療を行う医療機関であること
- ② 上記①の医療機関で、整形外科またはリハビリテーション医療について2年以上の専門研究の経験があり、かつ、その期間も含め5年以上の臨床経験があり、研修会を修了した医師が、実際に義肢装具の採型指導を行うものであること
- ③ 義肢等補装具費支給要綱で定める義肢採型指導料の額で義肢採型指導を行うものであること

2 労災保険における外科後処置の実施医療機関であること。

外科後処置に必要な医療の給付は、以下の①又は②の医療機関において行うものとされています。

- ① 労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター
- ② 労災保険指定医療機関のうち、外科後処置の任務を含む指定を受けた病院又は診療所

<筋電電動義手の装着訓練を行う医療機関となるための手続き>

医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長に「筋電電動義手の装着訓練等及び適合判定実施医療機関に係る届出書」(様式14号)を提出してください。

詳細は、裏面の都道府県労働局にお問い合わせください。

都道府県労働局一覽

労働局名	郵便番号	住 所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青 森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4115
岩 手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-604-3009
宮 城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8843
秋 田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-883-4275
山 形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023-624-8227
福 島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024-536-4605
茨 城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6217
栃 木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9118
群 馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027-210-5006
埼 玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6207
千 葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4313
東 京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1617
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7355
新 潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3506
富 山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076-432-2739
石 川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4426
福 井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-2656
山 梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2856
長 野	380-8572	長野市中御所1-22-1	026-223-0556
岐 阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-8105
静 岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-6369
愛 知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0259
三 重	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059-226-2109
滋 賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077-522-6630
京 都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3217
大 阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6507
兵 庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078-367-9155
奈 良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0207
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073-488-1153
鳥 取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857-29-1706
島 根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-31-1159
岡 山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-225-2019
広 島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082-221-9245
山 口	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0374
徳 島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-652-9144
香 川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8921
愛 媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5206
高 知	780-8548	高知市南金田1-39	088-885-6025
福 岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-411-4799
佐 賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7193
長 崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095-801-0034
熊 本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-355-3183
大 分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3214
宮 崎	880-0805	宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985-38-8837
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8280
沖 縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098-868-3559

記載内容、または詳細について、ご不明の点がございましたら、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。